

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
5 月 2 日
(火曜日)

目 次

- 告示
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）……………一
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）……………一
- 平成二十九年度狩猟免許試験の実施（自然保護課）……………二
- 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施（自然保護課）……………二
- 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等（労働政策課）……………三
- 基本測量の実施の終了（監理課）……………五
- 公共測量の実施の終了（監理課）……………五



山口県告示第百七十三号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二日

一の表中

株式会社湊産業	宇部市昭和町一丁目一番二一
株式会社山口県小郡自動車学校	山口市小郡下郷七六二

を

株式会社湯田自動車学校	葵二丁目四番五五号
株式会社山口県小郡自動車学校	小郡下郷七六二

山口県知事 村岡 嗣 政

に改める。



（二四四）特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十九年五月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人クレフィオ
代 表 者 の 氏 名 辻野 昌宏
主たる事務所の所在地 宇部市大字妻崎開作八五八番地の一

（二四五）平成二十九年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の規定により、平成二十九年年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成二十九年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

日	時	場 所
平成二九、六、二五	午前九時	下松市地域交流センター
七、四	〃	山口市吉敷下東三丁目一番一号
〃 二、三	〃	山口県総合保健会館
〃	〃	美祢市民会館

二 受験資格
 山口県内に住所を有する者であること。ただし、法第四十条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。
 柳井市文化福祉会館
 山口県立農業大学校
 下関市菊川ふれあい会館

三 狩猟免許申請書等の提出期限

試験の場所	提出期限
下松市地域交流センター	平成二九、六、一六 午後五時
山口市吉敷下東三丁目一番一号	〃 〃 二七 〃
山口県総合保健会館	〃 〃 〃 〃
美祢市民会館	〃 〃 七、一四 〃
柳井市文化福祉会館	〃 〃 〃 〃
山口県立農業大学校	〃 〃 八、三 〃
下関市菊川ふれあい会館	〃 〃 〃 一八 〃

郵送の場合は、受けようとする試験の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許申請書等の提出先
 住所を所管する農林事務所

五 提出書類

- (一) 狩猟免許申請書
- (二) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (四) 写真（縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）
- 六 狩猟免許申請手数料
 法第四十九条各号に掲げる者にあつては三千九百円、その他の者にあつては五千二百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 七 合格者の発表等
 (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
 八 その他
 この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課（電話〇八三一九三三〇五〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一四六) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施します。

平成二十九年五月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 適性試験等の日時及び場所

日	時	場 所
平成二九、六、二七	午後一時三〇分	山口県周南総合庁舎
〃 〃 〃 二八	午後一時	宇部市万倉ふれあいセンター
〃 〃 〃 〃	午後一時三〇分	山口県周南総合庁舎
〃 〃 〃 二九	午後一時	日置農村環境改善センター
〃 〃 〃 三〇	〃 〃	山口市吉敷下東三丁目一番一号
〃 〃 〃 〃	〃 〃	山口県総合保健会館
〃 〃 〃 〃	〃 〃	山口県柳井総合庁舎
〃 〃 〃 〃	〃 〃	美祢市民会館
〃 〃 〃 〃	〃 〃	萩市民会館
〃 〃 〃 〃	〃 〃	山口県柳井総合庁舎
〃 〃 〃 〃	〃 〃	下関市豊田生涯学習センター
〃 〃 〃 〃	〃 〃	山口県岩国総合庁舎

二 対象者
 山口県内に住所を有する者で、平成二十九年九月十四日まで有効である法第四十三

条の狩猟免許を有するもの。

三 狩猟免許更新申請書等の提出期限

適性試験等の場所

提出期限

山口県周南総合庁舎 平成二九、六、二〇 午後五時

宇部市万倉ふれあいセンター

山口県周南総合庁舎

日置農村環境改善センター

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

山口県柳井総合庁舎

美祢市民会館

萩市民会館

山口県柳井総合庁舎

下関市豊田生涯学習センター

山口県岩国総合庁舎

郵送の場合は、受けようとする適性試験等の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許更新申請書等の提出先

住所地を所管する農林事務所

五 提出書類

(一) 狩猟免許更新申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 その他

この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号

山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二四七) 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十六期使用者委員(補欠委員一人)及び労働者委員(補欠委員一人)の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成二十九年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 推薦者の資格

(一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

(二) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならない。

二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、労働組合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならない。

(二) 書類の提出先

四 推薦期間

平成二十九年五月八日(月曜日) から同年六月七日(水曜日) まで

五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類(連合体にあってはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあっては支部の関係書類を含む。)を山口県労働委員会に提出しなければならない。

- 1 労働組合資格審査申請書
- 2 組合規約及びこれに準ずる諸規程
- 3 労働協約、覚書その他附属協定
- 4 組合役員名簿
- 5 職制機構図
- 6 組合の予算書又は決算書
- 7 大会議案書
- 8 その他必要と認められる立証資料

(二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であっても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。

(三) 資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請すること。

六 その他

不明の点があるときは、一から四までについては山口県商工労働部労働政策課(電話〇八三一九三三三三二一〇)に、五については山口県労働委員会事務局(電話〇八三一九三三三三二四四四四)に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者

主たる事務所の所在地

名 称
代表者氏名

(印)

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の使用者委員(補充委員)の候補者として下記の者を推薦します。
記

氏 名	生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称		
所属団体における地位		
所属団体の構成員数		
加盟上部団体の名称		

添付書類

- 1 候補者の学歴、職歴及び組合運動関係を詳細に記入した履歴書
 - 2 労働組合が推薦しようとする場合にあっては、山口県労働委員会の資格証明書
- 注 「所属団体の主たる事務所」の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(一四八) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十九年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量及び国土広域情報修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(一四九) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ
りました。

平成二十九年五月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)

二 作業の地域

周南市大字富田

三 作業の期間

平成二十八年八月二十九日から平成二十九年三月十日まで

平成二十九年五月二日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市